

令和2年6月26日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会資料

(令和2年6月23日付託分)

産業労働局

令和2年度6月補正予算（その2）

I 令和2年度6月補正予算（その2）総括表	1
II 令和2年度6月補正予算（その2）の概要	2

議案（条例その他）

III 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例の概要	8
--	---

I 令和2年度6月補正予算（その2）総括表

（一般会計）

（単位：千円）

内 訳 科目	令和2年度 現計予算額 A	令和2年度 6月補正 予算(その2)額 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款) 労働費	6,960,057	256,396	7,216,453	257,317	—	—	△ 921	
(項) 労政費	4,423,676	173,087	4,596,763	182,491	—	—	△ 9,404	給与費 △9,404 働き方改革推進事業費 182,491
(項) 職業訓練費	2,125,420	—	2,125,420	—	—	—	—	
(項) 雇用対策費	137,829	84,410	222,239	74,826	—	—	9,584	若年者雇用対策費 18,435 中高年齢者雇用対策費 18,150 就職氷河期世代雇用対策費 42,825 障害者雇用対策費 5,000
(項) 労働委員会 費	273,132	△ 1,101	272,031	—	—	—	△ 1,101	給与費
(款) 商工費	52,412,816	2,760,913	55,173,729	15,273,491	—	5,000	△ 12,517,578	
(項) 商工総務費	30,630,407	1,075,474	31,705,881	13,575,000	—	5,000	△ 12,504,526	中小企業・小規模企業再起支 援事業費補助 1,000,000 感染症拡大防止協力金事業費 財源更正 シニア起業家支援事業費 △4,526 ベンチャー創出育成促進事業費 50,000 商業活性化推進事業費 30,000
(項) 工業費	6,500,405	533,439	7,033,844	546,491	—	—	△ 13,052	ロボット共生社会推進費 △7,417 企業誘致促進事業費 △3,000 県内工業製品購入促進事業費 550,200 工業振興諸費 △1,610 中小企業国際化対策事業費 △4,734
(項) 商工金融費	15,282,004	1,152,000	16,434,004	1,152,000	—	—	—	中小企業制度融資事業費補助
小 計	59,372,873	3,017,309	62,390,182	15,530,808	—	5,000	△ 12,518,499	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	59,372,873	3,017,309	62,390,182	15,530,808	—	5,000	△ 12,518,499	

（特別会計）

中小企業資金会計	2,961,173	—	2,961,173	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

（一般会計＋特別会計）

産業労働局 ・労働委員会合計	62,334,046	3,017,309	65,351,355					
-------------------	------------	-----------	------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和2年度6月補正予算（その2）の概要

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用対策

6款 労働費 1項 労政費

一部 **新**働き方改革推進事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業の雇用を維持し、テレワークの導入を促進するとともに、外国人労働者の受入環境の整備を図る。

(2) 内容

中小企業を対象に、雇用調整助成金の申請手続きを、社会保険労務士が無料で支援する個別相談(予約制)や電話相談を実施するとともに、テレワーク導入に係る経費の一部を補助する。

また、外国人労働者の実態調査及び実態把握のためのルート開拓、受入優良事例の取りまとめ等を行う。

(3) 予算額 182,491千円

6款 労働費 3項 雇用対策費

一部 **新** 若年者雇用対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴い、増加が懸念される若年者の失業者等の就業を促進する。

(2) 内容

かながわ若者就職支援センターのカウンセラーを増員し、キャリアカウンセリング、街頭労働相談を通じた相談機能の充実を図り、就労支援体制を強化する。

また、失業者等を対象とした合同就職面接会や企業相談会を実施し、企業等とマッチングする機会を設けることにより、失業者等の就労を支援する。

(3) 予算額 18,435千円

一部 **新** 中高年齢者雇用対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴い、増加が懸念される中高年齢者の失業者等の就業を促進する。

(2) 内容

シニア・ジョブスタイル・かながわのカウンセラーを増員し、キャリアカウンセリング、街頭労働相談を通じた相談機能の充実を図り、就労支援体制を強化する。

また、失業者等を対象とした合同就職面接会や企業相談会を実施し、企業等とマッチングする機会を設けることにより、失業者等の就労を支援する。

(3) 予算額 18,150千円

⑨ 就職氷河期世代雇用対策費

(1) 目的

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行っていた、いわゆる就職氷河期世代の人々が、希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるよう就労を支援する。

(2) 内容

政令市等と連携の上、国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、県内各地で就職氷河期世代と企業をマッチングする合同就職面接会を実施するとともに、市町村が行う事業に対し補助金を交付する。

(3) 予算額 42,825千円

一部⑩ 障害者雇用対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい者をめぐる雇用環境についても厳しさが増すことが懸念される中で、障がい者の就労の場の拡大を図る。

(2) 内容

これから県内に特例子会社や算定特例となる事業協同組合等を設立しようとする事業主に対し、設立プラン策定に要する経費等を補助する。

(3) 予算額 5,000千円

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る経済活動の再開と回復に向けた支援

8款 商工費 1項 商工総務費

一部^新中小企業・小規模企業再起支援事業費補助

(1) 目的

事業者の感染拡大防止策や新たな事業展開を後押しし、中小企業における事業活動の継続を支援する。

(2) 内容

県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する中小企業者等が行う、感染防止対策としてのデリバリーやインターネット販売、生産性向上等に要する経費や、事業活動の継続に必要な感染防止対策に要する経費を補助する。

(3) 予算額 1,000,000千円

一部^新ベンチャー創出育成促進事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症への対策として、県民等に求められる「新しい生活様式」の実行・定着に資する、新たなサービスの開発に取り組むベンチャー企業を支援する。

(2) 内容

ベンチャー企業等による新たなサービスの開発プロジェクトを募集・採択のうえ、優れたアイデアを提案したベンチャー企業等に対して、開発経費の一部を支援する。

(3) 予算額 50,000千円

一部 **新** 商業活性化推進事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、来店者数や売り上げが減少している商店街を支援する。

(2) 内容

商店街団体、商工会・商工会議所、商業者団体等が行う感染症防止対策、来店者減少や売上減少などの被害に対する販売促進及びプレミアム商品券発行に要する経費を補助する。

(3) 予算額 30,000千円

8款 商工費 2項 工業費

新 県内工業製品購入促進事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の冷え込みに対し、県内の需要を喚起するとともに、県内製造業を支援する。

(2) 内容

県内在住の個人及び県内に所在する法人（事業所）が、県内の工場から出荷され、希望小売価格10万円以上（税抜）の製品を購入した際、購入者に一定の値引きを付与する。

(3) 予算額 550,200千円

8款 商工費 3項 商工金融費

一部 **新** 中小企業制度融資事業費補助

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響を受けている中小企業の資金繰りを支援する。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症対応資金の融資限度額引き上げに伴う利子補給を行う。

(3) 予算額 1,152,000千円

Ⅲ 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期 大学校条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

県立の総合職業技術校の入校料を免除する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例の一部改正

入校料の全部若しくは一部を免除できる旨の規定を整備する。（第5条関係）

(2) 神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部改正

ア 入学料の全部若しくは一部を免除できる旨の規定を整備する。（第8条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第3条及び改正後の第8条関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

2 (1)の規定は令和2年4月1日以後に入校した者から徴収する入校料及び職業能力開発促進法施行規則（以下「省令」という。）第9条に規定する普通課程の職業訓練を受ける者から徴収する同日以後の期間に係る授業料について、2 (2)アの規定は同日以後に入学した者から徴収する入学料及び省令第9条に規定する専門課程の職業訓練を受ける者から徴収する同日以後の期間に係る授業料について適用する。